

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要（7件）（経営支援課）	1
○保安林の解除予定の通知（2件）（治山林道課）	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
○開発行為に関する工事の完了（2件）（都市計画課）	2
監査公表	
○定期監査の執行結果（企業立地課ほか）	2
高知県労働委員会告示	
◎労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定	11

## 規 則

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月12日

高知県知事 橋本 大二郎

### 高知県規則第119号

#### 高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和33年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「次に掲げる者」を「次に掲げる者（特別の展示に係る利用料金又は入園料にあっては、第1号及び第7号に掲げる者を除く。）」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 高知県告示第657号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同

条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年10月12日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示  
平成19年8月高知県告示第514号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
サニーマーケットあぞの店  
高知市薊野西町三丁目1338-3 ほか
- 3 意見の概要  
特段の意見はありません。

### 高知県告示第658号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年10月12日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示  
平成19年8月高知県告示第515号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
サニーマーケット土佐道路東店  
高知市河ノ瀬町28-1
- 3 意見の概要  
特段の意見はありません。

### 高知県告示第659号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年10月12日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示  
平成19年8月高知県告示第516号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
サニーマーケット六泉寺店  
高知市六泉寺町223-1
- 3 意見の概要  
特段の意見はありません。

### 高知県告示第660号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同

条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年10月12日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示  
平成19年8月高知県告示第518号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
サニーマーケット中万々店  
高知市中万々次郎丸39-2 ほか
- 3 意見の概要  
特段の意見はありません。

### 高知県告示第661号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年10月12日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 法第8条第1項の規定により南国市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示  
平成19年8月高知県告示第520号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
サニーアクシス  
南国市大桶乙1009-1
- 3 意見の概要  
特段の意見はありません。

### 高知県告示第662号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年10月12日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示  
平成19年8月高知県告示第524号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
TSUTAYA高須店  
高知市高須一丁目17-19
- 3 意見の概要  
特段の意見はありません。

### 高知県告示第663号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同

条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

平成19年10月12日

高知県知事 橋本 大二郎

1 法第 8 条第 1 項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示

平成19年 8 月高知県告示第525号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

T S U T A Y A 中万々店

高知市中万々809番地

3 意見の概要

特段の意見はありません。

**高知県告示第664号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月12日

高知県知事 橋本 大二郎

1 解除予定に係る保安林の所在場所

香美市土佐山田町東川字東日浦2814の 3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

**高知県告示第665号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月12日

高知県知事 橋本 大二郎

1 解除予定に係る保安林の所在場所

吾川郡いの町寺川字名ノ川108の 5 から108の 7 まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

-----  
**公 告**  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、田ノ口土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年10月12日

高知県知事 橋本 大二郎

役名 氏 名 住 所

(退任)

理事 矢野 基 幡多郡大方町馬荷 1252

〃 松岡 鋭 〃 〃 上田の口 216- 1

〃 秋田 良一 〃 〃 下田の口 168

〃 矢野 宰左 〃 〃 馬荷 2384- 1

〃 田邊 清明 〃 〃 〃 293- 1

監事 矢野 昌一 〃 〃 〃 1650

〃 深木 義加 〃 〃 上田の口1134- 1

(就任)

理事 矢野 基 幡多郡黒潮町馬荷 1252

〃 松岡 鋭 〃 〃 上田の口 216- 1

〃 川村 益男 〃 〃 〃 708

〃 秋田 良一 〃 〃 下田の口 168

〃 矢野 宰左 〃 〃 馬荷 2384- 1

〃 田邊 清明 〃 〃 〃 293- 1

監事 田辺 守 〃 〃 〃 317- 2

〃 深木 義加 〃 〃 上田の口1134- 1

~~~~~  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年10月12日

高知県知事 橋本 大二郎

| 許可番号                       | 開発区域に含まれる地域の名称   | 開発許可を受けた者の住所及び氏名   |
|----------------------------|------------------|--------------------|
| 平成19年 6 月27日<br>19高都計第129号 | 吾川郡いの町字里買市871- 1 | 吾川郡いの町6205<br>中嶋 繁 |

~~~~~  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年10月12日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年 8 月28日 19高都計第286号	南国市大桶字田中甲1184- 1 ほか	南国市大桶甲1242 中澤 満喜

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第16号**

平成19年10月12日

高知県監査委員	武石 利彦
同	植田 壮一郎
同	坂本 千代
同	奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により、定期監査を執行したところ、その結果は、次のとおりであった。

1 監査委員意見

平成19年度の本庁112機関に対する定期監査を実施した結果について、次のとおり意見を述べる。

(1) 財務会計について

平成18年度の監査における指摘事項は、おおむね是正している努力は認められるが、それ以外の事務処理においては、依然として、財務会計の原則を逸脱あるいは無視した不適正な事例が跡を絶たないことは極めて遺憾である。

そうした中で、全体では、特別指摘事項 2 件（昨年 6 件）、嚴重注意事項15件（昨年16件）及び注意事項195件（昨年257件）の指摘事項が見られた。また、検討事項としては、23件（昨年36件）を指摘した。

今後は、ひとり担当職員の責めに帰するのではなく、職員の能力開発と管理監督職員の適切な指導はもとよりのこと、不適正な事例が繰り返して指摘されている事情を踏まえ、引き続き、職員の財務会計に関する事務処理能力を涵養していくことが必要である。実務的には、今年度、会計管理局が発行した「会計事務ハンドブック」を実際の事務処理に活用して、より適正な執行が確保されることを強く求める。

(2) 支払関係について

次のような不適正な事例があった。これらは、会計事務の基本的な事務処理能力が欠けていると言わざるを得ない。今後は、各所属における具体的な事務処理を通じて、職員の能力を高めていくことを強く望む。

ア 職員住宅 A 棟屋上防水改修工事ほか 2 件で、予定価格調書の作成に当たり、予定価格の10分の 8 を超える最低制限価格を設定していた。（職員厚生課）

イ 平成18年度の監査において同様の事例を指摘していたにもかかわらず、平成18年12月及び平成19年 1 月に受講した職員研修負担金の支払に関する支出負担行為決議書を同年 3 月及び 4 月に作成していた。（高齢者福祉課）

ウ 漁業取締船くろしおの平成19年 1 月30日発注の右主機関緊急修繕工事で、次のとおり不適正な事務処理が行わ

れていた。(漁業管理課)

(ア) 予算の確保ができないまま、工事を発注していた。

(イ) 漁船保険の補償金と修繕代金とを混同し、平成18年度内に契約金額が確定できなかったとして、支出負担行為をしていなかった。

(ウ) 平成19年2月28日に完了通知があったにもかかわらず、完了検査は、会計年度を超えて同年4月11日に行われていた。

(エ) 平成19年6月15日に、平成19年度予算で支出負担行為をし、併せて、工期延長及び金額確定の変更契約を締結して、同日に最終の検査を行っていた。更に、この検査に基づいた工事代金は、一部が支払われているのみで、残額の支払がいまだなされていなかった。

エ 中央漁業指導所及び室戸漁業指導所で、前渡資金の残高証明手数料の年度区分を誤り、前年度予算で支払っていた。(水産振興課)

オ 平成18年度港湾台帳整備委託業務の予定価格調書を封書にしていなかった。(港湾課)

### (3) 契約関係について

次のような不適正な事例が見られた。

これらは、契約事項の確認を怠る等基本的な誤りであり、今後は、適正な事務の執行を求める。

ア 平成18年8月1日締結の財務会計等共有サーバ使用契約で、一部の機器について実際の数と契約書記載の数との相違が判明し、平成19年3月12日付けで、同年1月1日に遡及する減額の変更契約をした。この変更契約では、既に支払済みの平成18年8月から12月までの5箇月分については、契約を変更することなく、その差額分を戻入させていた。(情報政策課)

イ 平成18年度災害時要援護者防災ネットワーク検討事業委託契約の内容を変更していたにもかかわらず、変更契約書を作成していなかった。かつ、変更後の内容で検査を実施し、委託料を支払っていた。(障害福祉課)

ウ 平成19年度企業信用調査委託業務の指名競争入札において、契約件名の記載のない入札書で入札した者を落札者とし、契約を締結していた。(企業立地課)

エ 平成19年度総合防災(道路)情報システム運用保守委託業務ほか2件において、年間を通じて行う保守業務であるにもかかわらず、契約期間は、平成19年7月から平成20年3月までとなっていた。これらの保守業務は、平成19年4月から当該業務を行わせており、同月当初に契約すべきものが遅延していた。(道路課)

オ 平成19年度県営住宅管理代行業務の委託契約において、平成19年4月1日付けで契約すべきところ、同年6

月5日付けで契約し、かつ、契約書中に同年4月1日に遡及する文言を入れていた。(住宅課)

### (4) 補助金関係について

次のような不適正な事例が見られた。

これらは、補助金交付事務の基本的な誤りであり、今後は、適正な事務の執行を求める。

ア 平成18年度特許情報利用促進事業費補助金ほか1件において、交付要綱は、平成18年5月31日限りでその効力を失うとされていたにもかかわらず、同要綱を根拠として、同年6月1日以後、平成18年度補助金交付事務を行っていた。(商工振興課及び高等学校課)

イ 平成16年度及び平成17年度のコールセンター等立地促進事業費補助金において、補助対象外である建物賃借料の消費税を補助対象としていた。更に、平成18年度になって補助金の再確定後、過払いとなっていた補助金を平成18年度の補助金で相殺処理をしていた。(企業立地課)

ウ 平成18年度高知県1漁協構想基盤整備事業補助金で、指令前着手届記載の着手日前の支出に対して補助金を支出していた。(漁業経営課)

エ 平成18年度木造住宅耐震診断事業費補助金において、事業開始予定が平成18年5月から平成19年1月まで混在しているにもかかわらず、補助事業者から平成19年3月22日付けで交付申請書を提出させ、同月30日付けで、事業開始予定日に遡る補助金交付決定をしていた。(住宅課)

### (5) その他の会計事務について

次のような不適正な事例が見られた。

これらは、文書の管理又は予算の流用手続を怠ったことによるもので、今後は、適正な事務の執行を強く求める。

ア 南国オフィスパークセンターの建物の貸室に関する賃貸借契約書を紛失していた。(情報政策課)

イ 予算規則の運用で人件費以外の費目に流用することのできない報酬を旅費に流用していた。(港湾課)

### (6) 旅費について

旅費については、別紙のとおり事例が問題点として明らかになった。

平成18年度から施行された新旅費システムに関しては、随時監査及び再三の定期監査の報告並びに普通会計決算審査意見書で指摘したように、旅費制度の在り方も含めて、旅費額の算定など基本的に未解決の課題が認められるので、全力を挙げてそれらを解決することが急務である。

また、会計管理局での旅費の事後検査は、現在約1割を抽出しているのみで、残り約9割の検査が課題として残っている。正当な旅費の支給には、事前の審査が望ましいが、事後の検査については、全体を対象とした会計管理局での検査の

強化あるいは旅費事務センターでの精査の実施が考えられる。適正な旅費制度を確保するためにも、正確な旅費額を算定し、支給できる仕組み作りについて早急に検討されたい。

(行政管理課及び会計指導課)

### (7) 検討事項について

指摘事項とは別に23件について、要綱の見直し等基本的な事項の検討を求めた。個々の事例は、県庁全体の仕事の進め方に関する重要な課題であると認識しており、全庁あげて対処されたい。

## 2 特別指摘及び嚴重注意とする機関及び事項

### 企業立地課

(監査日：平成19年8月10日)

#### (1) 特別指摘とする事項

##### ア 事実認定

平成19年度企業信用調査委託業務の指名競争入札において、契約件名の記載のない入札書で入札した者を落札者とし、契約を締結していた。

##### イ 特別指摘事項

上記は、高知県補助金交付規則(昭和43年高知県規則第7号)第12条及び高知県補助金交付規則の運用について(昭和43年4月22日付け副知事通知)第12の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

#### (2) 嚴重注意とする事項

##### ア 事実認定

平成16年度及び平成17年度のコールセンター等立地促進事業費補助金において、補助対象外である建物賃借料の消費税を補助対象としていた。更に、平成18年度になって補助金の再確定後、過払いとなっていた補助金を平成18年度の補助金で相殺処理をしていた。

##### イ 嚴重注意事項

上記は、高知県補助金交付規則第4条及び第12条並びに高知県補助金交付規則の運用について(昭和43年4月22日付け副知事通知)の第4及び第12の規定に反する不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

## 3 特別指摘とする機関及び事項

### 漁業管理課

(監査日：平成19年8月10日)

#### (1) 事実認定

漁業取締船くろしおの平成19年1月30日発注の右主機関緊急修繕工事で、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。

ア 予算の確保ができないまま、工事を発注していた。

イ 漁船保険の補償金と修繕代金とを混同し、平成18年度



<p>内に契約金額が確定できなかったとして、支出負担行為をしていなかった。</p> <p>ウ 平成19年2月28日に完了通知があったにもかかわらず、完了検査は、会計年度を超えて同年4月11日に行われていた。</p> <p>エ 平成19年6月15日に、平成19年度予算で支出負担行為をし、併せて、工期延長及び金額確定の変更契約を締結して、同日に最終の検査を行っていた。更に、この検査に基づいた工事代金は、一部が支払われているのみで、残額の支払がまだなされていなかった。</p> <p>(2) 特別指摘事項</p> <p>上記アは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第210条に規定する総計予算主義、上記イは、同法第232条の3の支出負担行為に関する規定に違反する会計処理上極めて重大な誤りである。</p> <p>また、上記ウは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第5条の規定により、契約書に定めのない場合は、10日以内に行わなければならないものであり、翌年度に遅延したことは、地方自治法第208条の会計年度及びその独立の原則をも無視する行為である。</p> <p>更に、漁船保険からの補償と当該契約で発生する県の債務とを混同しており、業務完了後にも契約に沿った支払がされていない。</p> <p>これら一連の事務処理は、まれに見る極めて不適正な事務処理であり、今後は二度とこのようなことがないよう厳正な取扱いを強く求める。</p> <p>4 厳重注意とする機関及び事項</p> <p><b>職員厚生課</b> (監査日:平成19年7月25日)</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>職員住宅A棟屋上防水改修工事ほか2件で、予定価格調書の作成に当たり、予定価格の10分の8を超える最低制限価格を設定していた。</p> <p>(2) 厳重注意事項</p> <p>上記は、最低制限価格の設定に当たり、誤って工事対象金額に設定率を乗じたもので、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第17条の規定に反する不適正な事務処理である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p><b>情報政策課</b> (監査日:平成19年8月3日)</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>ア 平成18年8月1日締結の財務会計等共有サーバ使用契約で、一部の機器について実際の数と契約書記載の数との相違が判明し、平成19年3月12日付けで、同年1月1日に適及する減額の変更契約をした。この変更契約では、既に支</p>	<p>払済みの平成18年8月から12月までの5箇月分については、契約を変更することなく、その差額分を戻入させていた。</p> <p>イ 南国オフィスパークセンターの建物の貸室に関する賃貸借契約書を紛失していた。</p> <p>(2) 厳重注意事項</p> <p>上記アは、使用を開始する際の確認及び毎月の検査が不十分で、高知県契約規則第52条第2項の規定に反している上、契約書に基づかない戻入を行ったものであり、これらは、不適正な事務処理である。</p> <p>上記イは、高知県公文書規程(昭和39年12月高知県訓令第64号)第3条第2項の規定に反する不適正な事務処理である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p><b>高齢者福祉課</b> (監査日:平成19年7月25日)</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>平成18年度の監査において同様の事例を指摘していたにもかかわらず、平成18年12月及び平成19年1月に受講した職員研修の負担金の支払に関する支出負担行為決議書の作成を同年3月及び会計年度を超えて同年4月に行っていた。</p> <p>(2) 厳重注意事項</p> <p>上記は、高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)第43条に規定されている支出負担行為決議書の作成の時期に反する取扱いであり、更に、監査で注意を受けているにもかかわらず、その後においても同様の事例が行われており、事務の改善が図られていないと言わざるを得ない。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p><b>障害福祉課</b> (監査日:平成19年7月30日)</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>平成18年度災害時要援護者防災ネットワーク検討事業委託契約の内容を変更していたにもかかわらず、変更契約書を作成していなかった。かつ、変更後の内容で検査を実施し、委託料を支払っていた。</p> <p>(2) 厳重注意事項</p> <p>上記は、変更契約を行わず、かつ、契約に基づかない検査の実施を行った不適正な事務処理である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p><b>商工振興課</b> (監査日:平成19年8月6日)</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>平成18年度特許情報利用促進事業費補助金において、補助金交付要綱は、平成18年5月31日限りでその効力を失うとされていたにもかかわらず、同要綱を根拠として、同年6月1</p>	<p>日以後、平成18年度の補助金交付事務を行っていた。</p> <p>(2) 厳重注意事項</p> <p>上記は、補助金交付要綱の有効期間の確認を怠ったためであり、不適正な事務処理である。</p> <p>今後は、内部チェック体制を強化し、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p><b>漁業経営課</b> (監査日:平成19年8月10日)</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>平成18年度高知県1漁協構想基盤整備事業費補助金で、指令前着手届記載の着手日前の支出に対して補助金を支出していた。</p> <p>(2) 厳重注意事項</p> <p>上記は、高知県補助金交付規則第12条及び高知県補助金交付規則の運用について(昭和43年4月22日付け副知事通知)第12の規定に反する不適正な事務処理である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p><b>水産振興課</b> (監査日:平成19年8月10日)</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>中央漁業指導所及び室戸漁業指導所で、前渡資金の残高証明手数料の年度区分を誤り、前年度予算で支払っていた。</p> <p>(2) 厳重注意事項</p> <p>上記は、地方自治法第208条及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に違反する不適正な事務処理である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p><b>道路課</b> (監査日:平成19年8月21日)</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>平成19年度の総合防災(道路)情報システム運用保守委託業務ほか2件において、年間を通じて行う保守業務であるにもかかわらず、契約期間は、平成19年7月から平成20年3月までとなっていた。これらの保守業務は、平成19年4月から当該業務を行わせており、同月当初に契約するべきものが遅延していた。</p> <p>(2) 厳重注意事項</p> <p>契約その他の行為をしようとするときは、地方自治法第232条の3及び高知県会計規則第43条の規定により、支出負担行為決議書により決議しなければならないと規定されている。</p> <p>上記は、契約期間が平成19年7月からであるにもかかわらず、契約対象期間外の業務を含めて適及適用したこととなり、このことは、結果として契約時期を適及することと同義であり、上記内容に違反する不適正な事務処理である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く</p>
---	---	---

求める。

なお、当課は、契約書に明記されている契約期間である平成19年7月以降の積算金額により変更契約を結ぶとしているが、減額するとしている金額についても県の債務であると認められるので、全額支払をするべきものとする。

**住宅課** (監査日：平成19年8月24日)

(1) 事実認定

ア 県営住宅管理代行業務に関する委託契約において、平成19年4月1日付けで契約すべきところ、同年6月5日付けで契約し、かつ、契約書中に同年4月1日に遡及する文言を入れていた。

イ 平成18年度木造住宅耐震診断事業費補助金において、事業開始予定が平成18年5月から平成19年1月まで混在しているにもかかわらず、補助事業者から平成19年3月22日付けで補助金交付申請書を提出させて、同月30日付けで、事業開始予定日に遡る補助金交付決定をしていた。

(2) 嚴重注意事項

上記アは、契約書中に遡及する文言を記載し、契約対象期間を遡及適用している。このことは、結果として契約時期を遡及することと同義であり、地方自治法第232条の3及び高知県会計規則第43条の規定に抵触している。この契約については、昨年度も同様の事務処理の遅延があり、注意してきたところであり、不適正な事務処理であるといわざるを得ない。

上記イは、高知県補助金交付規則に定める補助金事務の基本的な手続を無視した不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

**港湾課** (監査日：平成19年8月22日)

(1) 事実認定

ア 平成18年度の港湾台帳整備委託業務の随意契約を行うに当たり、予定価格調書を封書にしていなかった。

イ 歳出予算の執行に当たり、予算流用することができないとされている報酬を人件費以外の旅費へ流用していた。

(2) 嚴重注意事項

上記アは、高知県契約規則第31条の3の規定に反するものであり、このような予定価格調書の取扱いがなされたことは、公正かつ適正な契約の確保及び契約事務の信頼性を損なう不適正な事務処理である。

上記イは、高知県予算規則(昭和39年高知県規則第35号)第18条及び高知県予算規則の運用について(平成8年7月16日付け総務部長通知)第5の1のイに反する不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

**高等学校課** (監査日：平成19年8月27日)

(1) 事実認定

平成18年度産業教育振興会補助金において、①この補助金交付要綱は、平成18年5月31日限りでその効力を失うとされていたにもかかわらず、同要綱を根拠として、同年6月1日以後、平成18年度の補助金交付事務を行っていた。②補助事業者は、補助経費間の20パーセントを超える増減については、事前に知事の変更承認を受けなければならないにもかかわらず、完了実績報告書により事後報告としていた。

(2) 嚴重注意事項

上記は、補助金交付要綱の有効期間の確認を怠ったためであり、不適正な事務処理である。また、変更承認の件は、平成18年度監査でも同じ注意をしていたにもかかわらず改善されていない。

今後は、内部チェック体制を強化し、このようなことがないように適正な取扱いをするとともに、補助事業者に対して厳しい指導を求める。

5 以下の機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているが、別表の点について、上記2、3及び4の機関を含め、今後の事務処理に留意するよう注意した。

**総務企画課** (監査日：平成19年7月25日)

**法務課** (監査日：平成19年7月25日)

**秘書課** (監査日：平成19年7月25日)

**県政情報課** (監査日：平成19年7月25日)

**行政管理課** (監査日：平成19年7月25日)

**人事課** (監査日：平成19年7月30日)

**業務改革推進室** (監査日：平成19年7月25日)

**財政課** (監査日：平成19年7月25日)

**税務課** (監査日：平成19年7月27日)

**管財課** (監査日：平成19年7月25日)

**企画調整課** (監査日：平成19年7月27日)

**政策推進課** (監査日：平成19年7月27日)

**地方分権推進課** (監査日：平成19年7月27日)

**私学・大学支援課** (監査日：平成19年8月3日)

**市町村振興課** (監査日：平成19年7月27日)

**市町村合併支援室** (監査日：平成19年7月27日)

**地域づくり支援課** (監査日：平成19年7月27日)

**鳥獣対策室** (監査日：平成19年7月27日)

**交通政策課** (監査日：平成19年7月27日)

**人権課** (監査日：平成19年7月30日)

**統計課** (監査日：平成19年7月27日)

**危機管理課** (監査日：平成19年8月3日)

**地震・防災課** (監査日：平成19年8月3日)

**消防政策課** (監査日：平成19年8月3日)

**健康福祉企画課** (監査日：平成19年7月30日)

**保健福祉課** (監査日：平成19年7月30日)

**医療薬務課** (監査日：平成19年7月30日)

**医師確保推進室** (監査日：平成19年7月30日)

**健康づくり課** (監査日：平成19年7月30日)

**こども課** (監査日：平成19年7月30日)

**福祉指導課** (監査日：平成19年7月30日)

**国保指導課** (監査日：平成19年7月30日)

**食品・衛生課** (監査日：平成19年7月30日)

**文化環境企画課** (監査日：平成19年8月1日)

**循環型社会推進課** (監査日：平成19年8月1日)

**清流・環境課** (監査日：平成19年8月1日)

**自然共生課** (監査日：平成19年8月1日)

**廃棄物処理推進課** (監査日：平成19年8月6日)

**文化推進課** (監査日：平成19年8月1日)

**国際交流課** (監査日：平成19年8月1日)

**県民生活課** (監査日：平成19年8月1日)

**男女共同参画・NPO課** (監査日：平成19年8月1日)

**商工労働企画課** (監査日：平成19年8月6日)

**県産品ブランド室** (監査日：平成19年8月6日)

**経営支援課** (監査日：平成19年8月6日)

**海洋深層水対策室** (監査日：平成19年8月6日)

**雇用労働政策課** (監査日：平成19年8月6日)

**観光振興課** (監査日：平成19年8月6日)

**おもてなし課** (監査日：平成19年8月6日)

**花・人・土佐であい博推進課**

(監査日：平成19年8月6日)

**農政企画課** (監査日：平成19年8月8日)

**農業農村支援課** (監査日：平成19年8月8日)

**協同組合指導課** (監査日：平成19年8月8日)

**環境農業推進課** (監査日：平成19年8月8日)

**園芸流通課** (監査日：平成19年8月8日)

**地産地消課** (監査日：平成19年8月8日)

**畜産振興課** (監査日：平成19年8月8日)

**農業基盤課** (監査日：平成19年8月8日)

**競馬対策室** (監査日：平成19年8月10日)

**森林企画課** (監査日：平成19年8月22日)

**森づくり推進課** (監査日：平成19年8月22日)

**林業改革課** (監査日：平成19年8月22日)

**木の文化推進室** (監査日：平成19年8月22日)

**木材産業課** (監査日：平成19年8月22日)

**治山林道課** (監査日：平成19年8月24日)

**海洋企画課** (監査日：平成19年8月10日)

**漁港課** (監査日：平成19年8月10日)

**産業技術振興課** (監査日：平成19年8月10日)

**研究開発課** (監査日：平成19年8月10日)

知的財産課	(監査日：平成19年8月10日)
土木企画課	(監査日：平成19年8月21日)
建設管理課	(監査日：平成19年8月21日)
建設検査課	(監査日：平成19年8月21日)
用地対策課	(監査日：平成19年8月21日)
河川課	(監査日：平成19年8月21日)
防災砂防課	(監査日：平成19年8月21日)
都市計画課	(監査日：平成19年8月21日)
公園下水道課	(監査日：平成19年8月21日)
建築指導課	(監査日：平成19年8月22日)
建築課	(監査日：平成19年8月22日)
港湾振興課	(監査日：平成19年8月22日)
海岸課	(監査日：平成19年8月22日)
会計企画課	(監査日：平成19年8月24日)
会計指導課	(監査日：平成19年8月24日)
総務事務センター	(監査日：平成19年8月24日)
教育政策課	(監査日：平成19年8月27日)
総務福利課	(監査日：平成19年8月27日)
幼保支援課	(監査日：平成19年8月27日)
小中学校課	(監査日：平成19年8月27日)
特別支援教育課	(監査日：平成19年8月27日)
生涯学習課	(監査日：平成19年8月27日)
文化財課	(監査日：平成19年8月27日)
体育スポーツ課	(監査日：平成19年8月27日)
人権教育課	(監査日：平成19年8月27日)
県議会事務局	(監査日：平成19年8月24日)
監査委員事務局	(監査日：平成19年8月30日)
人事委員会事務局	(監査日：平成19年8月24日)
労働委員会事務局	(監査日：平成19年8月24日)
警察本部	(監査日：平成19年8月30日)

庶務関係事務	6	2
その他の事務の執行	37	16

別紙

	注意	検討事項
収入を伴う事務の執行	20	1
支出を伴う事務の執行	36	2
契約事務の執行	29	1
財産管理	6	1
サービス管理	15	
給与・旅費の支給事務	46	



## 平成19年度 本庁 旅費に関する注意・報告

## ●経路及び交通手段等の違いにより旅費額に差があった事例

所 属	内 容
市町村合併支援室	○同一用務、同一日程の出張で、同じ航空便で羽田空港に到着している職員2人の羽田空港～目的の地までの経路が異なり、金額も異なっていた。(H18№58、59)
会計企画課	○同一人が自宅(南国市大楠) 発着で「R」を利用して四万十市への出張で、№25は公署限度の考えから「県庁前～高知駅」の路面電車180円×2＝360円の支給であり、№44は自宅からのバス「後免町～後免駅前」130円×2＝260円の支給となっており、差がでていた。(2件の「R」料金は7,000円で同額)

## ●旅費事務センターの入力ミス等

所 属	内 容
交通政策課	○旅費の現金支給で2件過払いがあった。 ・H18.4.20 №.4 中村行きくろしおS切符自由席(7,000円)のところ指定席(7,800円)で支給していた。(指定席には乗っていないこと を権認済み) ・H18.11.14 №.101 高松トク割6,200円のところ6,900円で支給していた。
企画調整課	○会議の主催者の指定宿泊施設の宿泊料は1泊2食付と入力すべきところを抜かしたため、宿泊料10,000円と宿泊諸費2,500円を支出している。10,000円には食事代と宿泊費の区分はないため2,500円の宿泊諸費の食事代が過払いとなっている。(資源・エネルギー推進課分。№.32)
企画調整課	○一部自家用車使用のある公署発自宅着の旅行命令で、自宅着の距離が短いのに公署発着で旅費を算定していた。(H18№.20)
県民生活課	○都区外が目的地の出張を、バック旅行ではないのに、旅費事務センターで都区内で宿泊させており、1,900円過大な支出になっている。
男女共同参画・NPO課	○№.27 6,900+5,360+3,260+2,100＝17,620円であるが、16,720円の支給となっている。(同じ日と同じところへ出張した№.28は、17,620円支給)
県産品ブランド室	○№.5：自家用車使用の陸路計算で地点間の距離の単純な足し算を旅費事務センターが誤り、実際の距離より74km分(2,146円)多く支給していた。
商工振興課	○(№.160 出張者2名、出張先：東京) 駐車場料金を1名分500円の支給のところ、課の方から領収書を1名分しか送付していないのに2名分1,000円が支給されていた。課の職員は旅程確認の際誤ってチャエックを入れたかも知れないと言っていたが、旅費事務センターは領収書の確認できていないのに支給している。

林業改革課	○旅費額には影響しないが日帰り出張を、1か月の旅行期間と入力し、決裁権者も旅費事務センターもミスに気づいていなかった。
林業改革課	○空港の駐車場の領収書コピーを旅費事務センターに送っているにもかかわらず、駐車場代が支給されていなかった。
治山林道課	○H19№.15で、2名の出張で、雲の上のホテルへ1泊して、宿泊料の7,350円は、食事代が含まれていないので、支出限度額の7,300円を支払うべきところを、誤って6,300円の2名分を支払っていた。原因は、本人側は正しく手続を行ったが、旅費事務センター側の入力誤りである。なお、他所属の監査で見た書類は、雲の上のホテルは全部7,300円で支払われていた。
体育スポーツ課	○宿泊料金9,000円の領収書を旅費事務センターに送付したが、8,000円の支給がされていた。これは、旅費事務センターが旅行会社に問い合わせをし、朝食代として、1,000円を差し引いて支給したとのことであった。しかし、この朝食代は宿泊料金と一体となっているもので、1,000円を差し引くことは誤りであった。(H18№.290)
住宅課	○依頼出張で高知市内のホテルに宿泊をしているが、宿泊諸費が支給されていない。なお、宿泊費には朝食代も夕食代も含まれていない。(№.51)
教育政策課	○同一ホテルでの宿泊に関する旅費の支出で、1泊朝食付きの領収書記載方法の違いにより支給額に差が生じているものがあった。宿泊費と朝食代の代金が分かれて記載されているものについては、宿泊代(6,800円)のみ、朝食込みの記載となっているものについては上限の7,300円を支給していたが、本来は、朝食代自体(945円)が明確であるならば、それを手書きで記載したうえで宿泊代(6,800円)のみの支給をすべきである。(新ロイヤルホテル四万十の朝食はバイキング形式のものであり、朝食の価格は特定できるため。)
労働委員会	○H18№.116の旅費で自己手配の航空機代として47,500円の領収書を添付しているにもかかわらず、支給額が44,800円となっていた。会計指導課によるとマイレージカードを持っている職員は回数券の額が上限だが、緊急で特割が取れない場合なら実際にかかった額は支給されるはずだとのことなので、直接事務センターに確認するよう求めた。
会計指導課	○自宅～高知龍馬空港間の交通機関を往復とも「自家用車(同乗)」と入力しているのに、空港連絡バスの運賃(630円×2)を支給していた。(H19企業立地課№.9)
会計指導課	○雇用政策課の職員と同行し、相手方のタクシーに同乗して移動した区間があるが、その区間を含めて公共交通機関の運賃で支給し、170円の過支給となっていた。(H19高等学校課№.111、(参照)雇用労働政策課№.26)
会計指導課	○JR乗車を直通で購入すればいいものを、分けて手配したため運賃を必要以上に支払っていた。(H18高知工業高校№.117)なお、これは計指導課も把握していなかった。





会計指導課	○会計指導課が各課のデータを直接検索できないことについて 監査では、各課のデータを直接見ることができているが、委託元の会計指導課ではその権限が付与されていない。支払額の妥当性を確認するうえで、一覧表の作成機能や、各課の照会機能は、必要と思われるので、ぜひ検討すべきである。担当チーフとしては必要であるとの意見であった。
会計指導課	○早朝・深夜等、公共交通機関が動いていない時間帯でのタクシー使用で、自宅発着分も公署限度による減額調整をしている。しかし、時間外勤務で公共交通機関が動いていない深夜等であれば、タクシーチケットによるタクシー利用も可能である。それからすると、旅費として乗換地から公署、時間外勤務で公署から自宅までと考えれば、早朝分も含めて乗換地－自宅間のタクシー代を支給してもいいのではないかと考える。

## ●新旅費システムの問題点のうち重点点に関する事項

所 属	内 容
海洋深層水対策室	○一人の職員で同一目的地（室戸岬町）へ公署発着、公署発着、自宅発着、自宅発着の4種類の旅行命令がある。 ・往路は、公署→目的地 83.0km、自宅→目的地 83.1km ・復路は、目的地→公署 83.0km、目的地→自宅 82.8km 自宅発着の場合に重点的に考え方の考え方にばらつきがある。 往復公署限度とすると、83.0km+83.0km=166.0km往路は公署限度で83.0km、復路は自宅の82.8kmとなると 計165.8km No.17、21、25、26、80は、往路83.1km+復路82.8km=165.9kmで計算されている。 このケースは、自宅と公署が近いため金額に差は出ないが、時によって起点の異なる路程計算になっている。
県政情報課	○天王－高知会館－曙町15.4キロ、曙町－グリーン会館－天王16.8キロで、高知会館とグリーン会館が700m離れていることになっている。（多数）
県政情報課	○No.18高知県庁－愛媛県庁が旅費システムでは119キロ、建設省の道路時刻表では122.9キロであるが、道路時刻表では119キロは、国道11号との合流地点であり、3キロ近い差があった。
県政情報課	○No.9高知－南国市明見間が行きと帰りで1キロ違うので県政情報課が旅費事務センターに確認したところセンターの方で修正し直すと言われたさきり、そのままになっている。
会計指導課	○自宅（高知市曙町）と高知市本町間の往復において往路が4.3km、復路が5.2kmとなっており、0.9kmの差が出ている。（中央西土木事務所 No.139）

## ●行政管理課等と検討すべき事項

所 属	内 容
県民生活課	○1泊2,300円と明示されている国立オリンピックセンターへ宿泊するにもかかわらず、外部依頼者ということで（交通安全指導員養成講座への出席）行政管理課と協議し、定額の1泊1万円、2泊なので2万円を宿泊費として支出している。明らかに不要の経費を支出することは妥当性を欠いている。
医療業務課	（報告）依頼出張で、自宅から目的地までの路程が4キロメートル未満であるのに自家用車使用による旅費が支給されていた。（H18No.319、602）
鳥獣対策課	○京都へ1泊2日の出張は、高知駅を9時発のJRによる出張であり、公署発高知駅までの電車で十分間に合うにもかかわらず、市内の自宅から自家用車使用の旅行命令を行ったため、高知駅前のコインパーキングへ2日間駐車し、駐車代5,700円を支出していた。
保健福祉課	○No.78の旅行で、主催者側の幹旋宿泊施設が1泊13,300円と9,450円の2箇所あり高額の方を自己手配しており、3泊分の宿泊費30,000円と宿泊費10,200円の合計40,200円が支給されていた。研修会場は霞ヶ間であり旅費事務センターで十分手配可能であること、宿泊施設は「幹旋」で先着順となっていることから個人手配すべきものではなかった。
港湾振興課	○外国旅行の領収書が、原語のままであり、内容が分かりづらい。会計規則第20条の規定に基づき、必要な訳文を付けるべきである。

## ●その他

所 属	内 容
税務課	○No.1、2及びNo.3、4で、それぞれ2名の者が幅多から5日間の研修に高知へ来ているが、往復タイプの割引切符が有効期限4日間のため、それぞれ片道定額の旅費が支給されていた。各旅行で2名の者が研修に参加するので、4枚綴りの回数券を利用する方が安価になるため、（1人当たり往復8,400円が6,800円になる。）旅費事務センターは、回数券利用の検討をする必要がある。
県政情報課	○名古屋で後泊を認められたにもかかわらず、その日に自己都合で京都に宿泊した場合、宿泊費を支給していない。他の課では支給された事例がある（No.3）
県民生活課	○高知県安全安心まちづくり検討会へ出席する委員旅費で、黒潮町入野の委員に、入野、高知間の片道定額のJR運賃を支給している。計5回の会があるので、旅費事務センターで割引切符を購入し、本人に送付することはできないか検討を要する。
危機管理課	○平成19年3月31日から平成19年4月1日までの年度をまたがる旅行を精算で支払う場合は新田両年度会計から支出すべきものであったが、18年度で精算としていた。

福祉指導課	○指定宿泊施設ではなく幹旋であるのに指定宿泊施設として限度額（10,000円）を超える宿泊費（1泊朝食付11,550円）が支給されていた。（2泊：23,100円－20,000円＝3,100円過大支給）（No.82）
雇用労働政策課	○自己手配した出張で、旅行者が発行した領収書に領収内容に記載がないため、宿泊日、宿泊施設名、宿泊内容が不明となっていた。
雇用労働政策課	○宿泊費に含まれている朝食代を、会議主催者に確認して減額して適切に処理しているが、添付している領収書に対する説明の付記がないと、そのことが分からないので、説明を明記するよう求めた。また、駐車場代でも、領収書と旅費積算金額が異なる場合、領収書の説明を明記するよう指示した。システムではどこかへ入力したということであるが、領収書貼付用紙への記載も必要である。
農政企画課	○農業基本対策審議会の委員の旅費で、駐車場領収書ながしが6件、高速料領収書ながしが1件あった。外部の人は申立書により処理して、支払いが認められることになっている。しかし、審議会はそもそも県の付属機関である。あくまでも、例外規定を活用しすぎることなく、今後指導を徹底すべきである。駐車料金の相場は、市内中心部でも昼間時間制限なしで800円程度の頭打ちの駐車場も増えているので、1,500円程度はかかるという固定観念にとらわれず、経費節減できるものは努力するよう指示した。
漁港課	○旅行命令で、旅行時間の記載のないものがあった。特に、非常勤職員（警察0B、65歳）の分が抜けていることが多かった。宿泊を伴う出張も多いことから、宿泊の根拠としても重要である。
海岸課	○国土交通大学への一週間の研修旅費で、新旅費システムでは、宿泊諸費として支給されるどころ（2,500円）を旧旅費制度の職員能力開発センターの例による朝食810円、夕食1,740円を適用して旅費の調整をしていた。
人事委員会	○H18No.99、10月25日から27日の採用試験のため、幡多けんみん病院の職員に高知市への出張依頼をしていたが、「前泊」を命令していたにもかかわらず、旅行期間が25日から27日の3日で表示されていた。宿泊諸費と宿泊料は3泊分支給されており実害はなかったが、本来「前泊」の場合24日から27日と表示されるべきである。
会計指導課	○（検討）自宅発着等のタクシー利用で、公署限度の支給額がばらばらについて、その取扱が不明瞭であるので、統一する方向での検討を求めた。 【例】・本庁舎 H18保健福祉課 No.144 840円、健康づくり課 No.98 860円 H19市町村合併支援室 No.5 870円 ・西庁舎 H18水産振興課 No.4 700円、No.47 900円 H19地産地消課 No.17 940円
会計企画課	○No.7 東京への1泊2日の出張で、1日ゆとり出張としたがパッケージを自己手配したため、調整額として11,970円を入力したにもかかわらず、東京都区内上限額として調整額は10,000円の減額になっていた。
会計指導課	○H18から近畿ツーリストへ旅費事務を委託している。参考までに、H18の全旅行命令件数、旅費の支払金額、年間委託料は、下記のとおりである。 H18 全旅行命令件数 一般行政+教委+警察 119,792件 小・中学校 67,440件 企業局 725件 病 院 局 1,639件 合 計 189,596件 H18年度旅費の支払金額 964,035,463円。 H18委託料 41,188,000円。 1件当たりの旅費額 964,035,463円÷189,596件=5,085円 1件当たりの委託料 41,188,000円÷189,596件= 217円 となっている。 H19年以降3年間の委託料は年88,518,110円と決まっており、旅費の件数に変動がないものとする、 1件当たりの委託料は88,518,110円÷189,596件=467円となる。

-----  
労働委員会告示  
-----

## 高知県労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成19年9月20日に認定したので、次のとおり告示し、昭和40年11月高知県地方労働委員会告示第4号（労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定）は、廃止する。

平成19年10月12日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

高知市水道局の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。）については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
水道局	次長、課長、検査技監、課長補佐、所長、場長、総務係長、管財係長、契約係長、企画調整係長及び財務係長